

# 中国国内における外国人の就業管理制度の変更について

2016年9月、国家外国专家局からの通知により、外国人の中国国内での就業にかかわる「外国人入境就業許可制度」及び「外国人专家来華工作許可制度」（以下、“旧制度”とします。）を統一し、『外国人来華工作許可制度』（以下、“新制度”とします。）とすることが発表されました。新制度は、中国国内での就業を許可する外国人をその属性に基づいてA類、B類、C類に区分し、この区分の条件を満たさない外国人の就業を認めない他、それぞれの区分について異なる基準により発行総数を制限することにより、政策的に中国国内で就業する外国人のレベルや総数のコントロールを可能とする点で旧制度とは大きく異なります。なお、新制度は、上海、北京、天津などにおける試験運用期間を経て2017年4月1日より全国で実施されることとされています。今回は、新制度の概要と注意事項について解説します。

## 1. 旧制度の概要

旧制度下では、外国人が中国国内で就業する場合には、「外国人就業証」もしくは「外国专家証」を取得することが必要とされていました。このうち、「外国专家証」は、高度に専門的な技能や知識、地位や資格などを有する外国人を中国国内に招聘することを目的としていたため、申請をする外国人の属性が一定の条件を満たすことを条件としていました。一方、「外国人就業証」については、取得要件が年齢（定年年齢を超過していないこと）や職業経験（2年以上）、中国国内の企業などから招聘を受けていること、犯罪履歴がないこと、といった比較的緩やかな条件を満たすことが条件とされており、多くの外国人は「外国人就業証」を取得して中国国内での就業に従事していました。

## 2. 新制度の概要

新制度では、二つに分かれていた制度が一本化され、外国人が中国国内で就業する場合には、「外国人工作許可」を取得することが必要とされます。外国人は、A類、B類、C類のいずれかの区分の条件を満たさない限り「外国人工作許可」を取得することができません。また、以下のような基準で「外国人工作許可」の発行数量がコントロールされることとされています。

## ■外国人の属性に基づく「外国人工作許可」の区分とその条件

|      | A 類                                                                                                        | B 類                                                                                                                                                | C 類                                                                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分   | 外国ハイレベル人材                                                                                                  | 外国専門人材                                                                                                                                             | 外国普通人材                                                                                                                      |
| 条件   | 以下のいずれかを満たす者<br>1.人材導引政策に合致<br>2.国際的な業績や標準に合致<br>3.市場が求める奨励類の職位<br>4.創意創業人材<br>5.優秀青年人材<br>6.ポイント制で 85 点以上 | 【抜粋】<br>大卒以上かつ 2 年以上の職歴があり、60 歳未満で以下のいずれかを満たす者<br>1.国内の企業等が招聘する管理人員もしくは専門技術人員<br>2.中国国内の大学で修士以上<br>3.世界トップ 100 大学で修士以上<br>4.ポイント制で 60 点以上<br>5.その他 | 【抜粋】<br>以下のいずれかを満たす者<br>1.国務院関連の行政部門の批准を経て招聘された者、もしくは政府間協定により雇用された者<br>2.政府間協議により実習、研修に参加する外国青年<br>3.季節性労務に従事する外国人<br>4.その他 |
| 発行制限 | 無制限                                                                                                        | 市場の需要に応じて制限                                                                                                                                        | 国家の関連規定に基づく制限                                                                                                               |
| 摘要   |                                                                                                            | 場合によっては学歴、年齢、職歴について要件を緩和することが可能とされています                                                                                                             | 国家の政策規定に符合する臨時性、季節性、非技術性もしくはサービス性の業務                                                                                        |

### 3. 新制度における変更点及び注意点

新制度では、中国での就業を希望する外国人について、中国の外国人材導引政策に応じて A 類、B 類、C 類のいずれかの区分の条件を満たすことを条件とし、中国に必要とされる人材を政策的に選別した上で優先的に就業を許可する点に特徴があります。そのため、「外国人工作許可」の申請に当たっては、まずは、自らがどの分類に属するのかの確認が必要となります。しかしながら、C 類については、現段階では極めて限定的な条件を満たす者のみ「外国人工作許可」が発行されるものとされており、技術職、管理職もしくは営業職の立場で赴任する駐在員については、C 類での申請は認められないものと考えられます。このような制度を前提としますので、現地法人が日本本社などからの外国人の派遣を受け入れる場合、安定的な駐在員の駐在を可能とするためには、A 類もしくは B 類の条件を満たす外国人を選任する必要があるものと考えられます。ただし、現段階では、B 類の条件がどの程度厳格に適用されるのかわからず、この点での今後の運用を注視する必要があります。

また、新制度の 2017 年 4 月 1 日からの全国での実施に当たり、これまでの間に「外国専門家証」もしくは「外国人就業証」を取得している外国人の「外国人工作許可」への切替えが問題となります。この点に関しては、現段階で公表されている規定及びガイドラインによれば、現在保有している「外国専門家証」もしくは「外国人就業証」は、

その有効期限内は有効とされますが、2017年4月1日以降に「外国人工作許可」への切り替えが可能となります。この切替えの際、場合によっては上記区分の条件具備に関する資料の提出が求められる可能性があるものとされていますが、実際には今後の運用を注視する必要があります。

**（執筆者連絡先）**

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244